

高すぎる国保税を何とか引き下げてほしいという多くの市民の声が寄せられています。当市は国保基金保有額が平成 25 年度 7 億円以上あり、一人あたりの保有額では約 8 万 2 千円と県内で一位の数字になっています。また、国保都道府県化に伴い、一定の国の財政支援が見込まれます。

今回は国保税の均等割の問題を取り上げたいと思います。

国保税の算出にあたっては応能割と応益割の基準があります。本来、税や保険料は能力に応じて賦課する応能割が原則となるべきであり、ヨーロッパ諸国ではそれが一般的になっていますが、我が国においては 1995 年の国民健康保険法改正によって、応益割の比重が高められ、応能割と応益割の比率が 5 : 5 となり、低所得者の負担が大きくなっています。

特に応益割における均等割は、家族の人数が増加すればするほど国保税が高くなり、子どもたちは働いてもいないのに負担を押しつけられています。所得が少なくても世帯人数が多ければ支払うべき保険税が増える制度です。特に生活保護基準をぎりぎり上回っている低所得の世帯が、国保税を払うことによって生活保護基準以下に落ち込む実態があります。

北九州市には多子減免制度というものがあります。これは「前年の世帯所得が 300 万円以下で 18 歳未満の子どもが二人以上いる場合、子ども二人目から一定額を所得割額から減免する」というものです。上山市においても子育て支援強化の面からも、このような多子減免制度が必要だと考えます。